

富良野市中小企業資金融資制度一覧（平成24年4月1日現在）

資金名	融資の対象者	使 途	融資の限度額	融資期間	貸付利率 (補給後の利率)	融資の条件	市の助成制度	
中小企業振興資金	1. 市内において主たる店舗又は事業所を有する企業で、原則として1年以上引き続き事業を営み、借入金の返済が確実に認められるものであって、次に該当するもの。 (1) 条例第2号の各号に定めるもの (2) 市税を滞納していないもの (3) 保証協会において代位弁済中の主債務者又は連帯保証人になっていないもの	運転資金	1,000万円以内	15年以内	3年以内 1.8 (1.3)	保証協会の保証付とする	※保証料補給及び利子補給 当該年度内に支払った保証料の1/2 + 約定利子の0.5%を補給します	
		設備資金			5年以内 2.0 (1.5) 7年以内 2.2 (1.7) 15年以内 2.4 (据置1年以内) (1.9)			
商工業パワーアップ資金	チャレンジ (新規開業・企業化支援) 資金	市内に居住し、市内で新規に独立開業しようとする者及び市内商店街の空き地や空き店舗を利用し、新規に小売業、食事の提供を主目的としている飲食店（風俗営業を除く）、サービス業等を開業しようとするもの。又、新たな事業分野へ進出する中小企業者。	運転資金	1,000万円以内	10年以内	(1) 連帯保証人を原則1人以上とする (2) 必要なものは保証協会の保証付とする (3) 必要に応じ担保設定をうけるものとする	※利子補給 当該年度内に支払った約定利子の1%を補給します	
	共同施設資金	中小企業団体等や複数の店舗で組織する人格ある団体で、商店街の近代化、店舗共同化のために事業を行う資金で、次に掲げるもの。 ①アーケード、街路灯、カラー舗装、融雪パネル等建設資金 ②駐車場建設資金（用地取得費含む） ③共同店舗建設及び改増築資金（用地取得費含む） ④その他公共性のある共同施設建設及び改増築資金（用地取得費含む）	設備資金					3,000万円以内
			商店街等活性化資金	運転資金	500万円以内			10年以内
				設備資金	3,000万円以内			15年以内
			情報近代化資金	コンピューターシステム整備資金及び企業活動全般にわたって必要な情報を整備するための資金。 ①全業種の生産・製造・事務等情報化整備資金 ②企業活動全般にわたって必要なコンピューター本体の購入資金 ③コンピューター本体とセット購入する場合のソフトウェア購入資金（仕様書の添付）	設備資金			300万円以内
土地購入資金	企業進出、事業拡大を図るため、市が指定する地域の土地を購入し、本市経済、産業振興に寄与する中小企業者等。対象となる土地は、中心市街地活性化法に基づき策定された富良野市中心市街地活性化基本計画において指定された中心市街地区域内の商業地域及び近隣商業地域。	土地取得資金	3,000万円以内	15年以内				
小口緊急特別資金	1. 市内において主たる店舗又は事業所を有する企業で、原則として1年以上引き続き事業を営み、企業の自主努力が顕著で今後進展が期待でき、借入金の返済が確実に認められるものであって、次に該当するもの。 (1) 条例2条の各号に定めるもの (2) 市税を滞納していないもの	運転資金	500万円以内	5年以内	3年以内 1.6 (0.6) 5年以内 1.8 (0.8)	(1) 連帯保証人を原則1人以上とする (2) 必要なものは保証協会の保証付とする	※利子補給 当該年度内に支払った約定利子の1%を補給します	